

## 子ども・子育て支援事業計画に関する中間年の見直しについて

### 1 概要

市町村は、子ども・子育て支援法に基づき国（内閣府）が定める基本指針に即して、5年を1期とする（H27～31年度）「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めている。

#### 【必須的記載事項】

- ① 就学前教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容・時期
- ② 地域子ども・子育て支援事業（地域子育て支援拠点事業・「放課後児童クラブ」など14事業）の提供体制の確保の内容・時期
- ③ 就学前教育・保育の一体的提供等の推進等に関する体制の確保の内容

改定の目安として、支給認定区分（教育認定1区分・保育認定3区分の4区分）ごとの見込み値と実績値の間に10%以上の乖離がある場合に見直しが必要となる。

### 2 現状

H29年度が計画の中間年となるため、内閣府からH29年3月、①就学前教育・保育の量の見込み・提供体制の確保の見直しを中心に計画の見直し作業の指示があった。

H29年3月段階の集計で量の見込みに何らかの見直しを検討していた市町村は、27市町村のうち10市6町村であった。（今後、数は変動する可能性がある。）

内閣府から7月に最終集計の指示があり、現在市町村で引き続き作業を進めている。今後、市町村事業計画の変更に応じて、県の事業計画（岡山いきいき子どもプラン2015）を改定する予定である。

### 3 今後のスケジュール

時期	国	県	市町村
7～8月	・基本指針の改正		・量の確保方策等の見直し作業
9月		・調査票提出（国へ）	・調査票（量の見込み等の数量的データ）提出（県へ）
10～12月	・最終集計	・市町村計画とりまとめ・改定作業	・意見聴取の手続等を経て市町村計画の公表
1～3月		・県子ども・子育て会議（改定案の審議） ・岡山いきいき子どもプラン2015（改定版）の公表	